

Y R Pへの進出を補助します！ —Y R Pテナントビル入居補助金—

■ 補助額 賃借料3カ月相当額（上限150万円）

- ・賃借料には共益費、管理費、敷金、礼金等を含みません。
- ・1事業者について、賃借料の月額が50万円を超えるときは、月額50万円として算定します。

■ 補助対象・要件

新規にY R Pテナントビルに入居する事業者のうち、次のすべてに該当するもの

- ・中小企業者（法人に限る）で、情報通信事業（日本標準産業分類の「情報通信業」）、その他Y R Pの発展に寄与する事業を営むもの
- ・市外事業者で、新たに本市に事業所を開設するもの、あるいは事業所を拡張する市内事業者
- ・Y R Pのテナントビルに常時従業員等を配置し、事業を営むものであること
- ・賃貸借契約期間が2年以上であること
- ・税金を滞納していないこと

■ 手続きの流れ



※補助金の交付には、同一年度内に申請書類の提出から実績報告書類の提出まで行うことが必要です。

■ 補助金交付申請から実績報告

補助金等
交付申請書

契約前の申請が必要です。補助金等申請書に次の①～⑥の書類を添付してご提出ください。

- ①事業計画書（賃貸施設の名称、位置、面積、家賃等／YRPでの事業内容、組織体制）
- ②履歴事項全部証明書 ③定款の写し ④直近の決算書類 ⑤納税証明書
- ⑥役員の氏名、ふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した一覧表

実績報告書

テナントビルに入居した後、実績報告書に次の書類を添付してご提出ください。

- ①賃貸借契約書の写し ②開設届出書の写し
 - ③YRPテナントビルでの事業内容を確認できる書類
- ⇒実績報告書受領後、現地確認をさせていただきます。



■ 他の補助金との併用例

- 例えば、市外からソフトウェア開発事業者（中小企業）が移転した場合・・・

YRPテナントビル入居補助金（上限150万円）



最大100万円または
50万円の助成

最大**250万円**補助

さらに、市外で1年以上の操業実績がある中小企業（従業員3人以上）が、移転する場合には『小規模事業者進出補助金』も対象になります。

※対象業種・要件があります。

- ①本店移転または、支店設置（従業員2名以上が市民）：100万円
- ②支店設置（従業員1名以上が市民）：50万円

セレクト神奈川100を利用することにより条件によっては補助額が最大1,000万円になります



YRPセンター1番館



YRPセンター2番館



YRPベンチャー棟



YRP5番館

■ 申請・お問合せ ■

横須賀市 経済部 企業誘致・工業振興課 YRP担当 〒238-8550 横須賀市小川町11番地
TEL:046-822-8125 Fax:046-823-0164 Eメール:ip-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp